

京都市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(制 定 平成26年9月30日発消庶第67号)

(最終改正 平成28年3月31日発消庶第160号)

(目的)

第1条 この要綱は、京都市の消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体(以下「事業所等」という。)を京都市消防団協力事業所(以下「協力事業所」という。)に認定し、その旨を表示した標識を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 表示証 事業所等を協力事業所に認定したときに交付する京都市消防団協力事業所表示証(第1号様式)をいう。
- (2) 機能別分団 重機を活用した人命救助、応急手当の普及啓発等の特定の活動に特化した活動を行う分団をいう。

(申請及び推薦)

第3条 局長は、事業所等から協力事業所の認定及び表示証の交付を求められた場合は、京都市消防団協力事業所表示証交付(更新)申請書(第2号様式)の提出を求めるものとする。

2 消防団長は、協力事業所の認定及び表示証の交付が適当であると認められる事業所等を推薦することができる。この場合においては、京都市消防団協力事業所表示証交付推薦書(第3号様式)を局長を経て市長に提出するものとする。

(審査)

第4条 局長は、前条の申請又は推薦が行われた事業所等について、消防関係法令上の違反がない場合は、次に掲げる要件のいずれかに適合しているかについて市長に報告するものとする。

- (1) 2名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
- (2) 事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等
- (3) その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等

2 前項の報告の結果、事業所等を協力事業所に認定することとなったときは、局長は、表示証(電子データの表示証を含む。)及び京都市消防団協力事業所表示証交付書(第4号様式。以下「交付書」という。)の交付の手続きを行うものとし、協力事業所に認定しないときは京都市消防団協力事業所不認定通知書(第5号様式。以下「不認定通知

書」という。)により通知するものとする。

(表示証の掲示)

第5条 協力事業所は、次の各号に掲げる表示証の種別に応じ、当該各号に掲げるところに掲示するものとする。

(1) 交付された表示証 玄関その他の外部から見やすい箇所

(2) 電子データの表示証 ホームページ又はパンフレット、チラシ、ポスター、看板その他の広告物

(表示証交付整理簿)

第6条 局長は、京都市消防団協力事業所表示証交付整理簿(第6号様式)に協力事業所の名称、代表者等の必要事項を記録するものとする。

(有効期間)

第7条 表示証の有効期間は、認定の日から起算して2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けたときは、当該表示証の有効期間と同一の期間とする。

(認定の更新)

第8条 局長は、表示証等の有効期間の満了に際し、引き続き協力事業所の認定を求められたときは、第3条第1項に規定する申請書の提出を求めるものとする。この場合において、局長は、第4条第1項の規定に準じ、市長に報告するものとする。

2 前項の報告の結果、引き続き協力事業所に認定することとなったときは、局長は、京都市消防団協力事業所認定継続通知書(第7号様式)の通知をするものとし、協力事業所に認定しないときは不認定通知書により通知するものとする。

(表示証の返還)

第9条 局長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、協力事業所としての要件を満たさなくなったとき、偽りその他不正な手段により認定を受けたときその他表示証の掲示が適当でないときと認めるときは、京都市消防団協力事業所表示証返還通知書(第8号様式)により通知するとともに、速やかな表示証の返還及び電子データの表示証の掲示の停止を求めるものとする。

(協力事業所の公表)

第10条 局長は、協力事業所の名称その他必要と認める事項について、京都市消防局ホームページにより公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。